

愛媛県土木工事設計労務単価（基準額）

令和3年3月1日

愛 媛 県 土 木 部

令和3年3月 愛媛県土木工事設計労務単価（基準額）について

（令和3年3月1日以降適用）

1 愛媛県土木工事設計労務単価（基準額）

愛媛県土木工事設計労務単価（基準額）は、愛媛県土木部が発注する工事の工事費の積算に用いるための単価であり、農林水産省及び国土交通省が令和2年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき決定した令和3年3月公共工事設計労務単価を適用しています。

2 適用

愛媛県土木工事設計労務単価（基準額）は、令和3年3月1日以降積算にかかるものに適用します。

この設計労務単価の改訂は、毎年4月の年1回を基本としております。ただし、社会情勢等により適宜改訂することがあります。

3 愛媛県土木工事設計労務単価（基準額）の構成

愛媛県土木工事設計労務単価（基準額）は、所定労働時間内1日8時間当たりの単価であり、次の[1]から[4]で構成されています。（図－1）

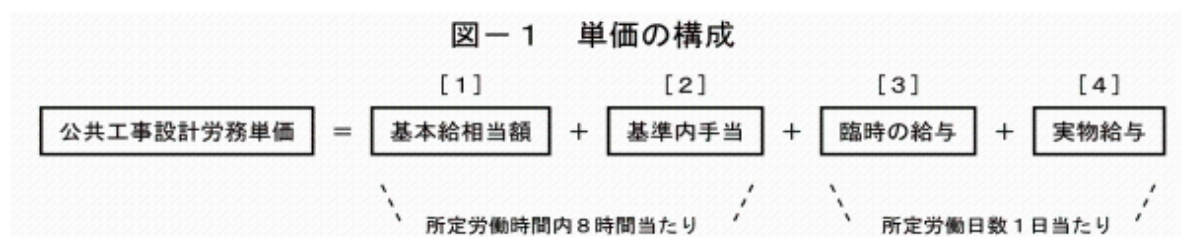
[1] 基本給相当額

[2] 基準内手当

（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）

[3] 臨時の給与（賞与等）

[4] 実物給与（食事等の支給等）



※単価に含まれない賃金、手当、経費

(1) 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金

(2) 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

(3) 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

4 公表の方法等

(1) 公表の方法

愛媛県土木工事設計労務単価（基準額）の閲覧は、「愛媛県ホームページ（えひめの土木－建設技術－土木工事設計単価）」に掲載するとともに「県庁土木管理課技術企画室、各地方局建設部、各土木事務所」に備え付けています。

なお、「県庁土木管理課技術企画室、各地方局建設部、各土木事務所」での閲覧については、閲覧場所からの持ち出しはできません。

(2) 閲覧時間

愛媛県ホームページ以外の閲覧時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

（土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は閲覧に供しません。）

5 問い合わせ先

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県土木部土木管理局土木管理課技術企画室

TEL 089-912-2648

FAX 089-912-2653

令和3年3月 愛媛県土木工事設計労務単価

- ① 単価は、愛媛県土木部が発注する工事の工事費の積算に用いるための単価です。
- ② 本単価は、所定労働時間内、1日8時間当たりの単価です。
- ③ 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていません。
- ④ 本単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は含まれていません。

整理 番号	職 種	金 額	整理 番号	職 種	金 額
1	特殊作業員	20,400	27	普通船員	23,800
2	普通作業員	16,900	28	潜水士	43,600
3	軽作業員	13,500	29	潜水連絡員	20,500
4	造園工	18,700	30	潜水送気員	21,700
5	法面工	25,500	31	山林砂防工	21,900
6	とび工	23,000	32	軌道工	31,000
7	石工	23,600	33	型わく工	22,400
8	ブロック工	27,200	34	大工	22,500
9	電工	19,600	35	左官	22,700
10	鉄筋工	21,100	36	配管工	18,800
11	鉄骨工	22,400	37	はつり工	21,800
12	塗装工	21,700	38	防水工	22,500
13	溶接工	25,400	39	板金工	22,700
14	運転手（特殊）	20,300	40	タイル工	19,200
15	運転手（一般）	18,600	41	サッシ工	22,500
16	潜かん工	32,100	42	屋根ふき工	-
17	潜かん世話役	38,000	43	内装工	24,000
18	さく岩工	24,100	44	ガラス工	21,100
19	トンネル特殊工	34,000	45	建具工	19,900
20	トンネル作業員	24,500	46	ダクト工	19,600
21	トンネル世話役	34,900	47	保温工	22,000
22	橋りょう特殊工	27,100	48	建築ブロック工	18,400
23	橋りょう塗装工	28,800	49	設備機械工	22,000
24	橋りょう世話役	30,300	50	交通誘導警備員 A	13,100
25	土木一般世話役	23,400	51	交通誘導警備員 B	11,300
26	高級船員	34,400			

職種の定義・作業内容一覧表

職 種		定義・作業内容
整理番号	名 称	
1	特殊作業員	<p>①相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第 84 条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械質量 3 t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量 1 t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量 5 t 未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量 3 t 未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックプレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホップ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>②その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
2	普通作業員	<p>①普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>②その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
3	軽作業員	<p>①主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>②その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>
4	造園工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>①樹木の植栽または維持管理</p> <p>②公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
5	法面工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、プレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>

職 種		定義・作業内容
整理番号	名 称	
6	とび工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</p> <p>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）</p>
7	石工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p>
8	ブロック工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
9	電工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>①第1種電気工事士 ②第2種電気工事士 ③認定電気工事従事者 ④特殊電気工事資格者</p>
10	鉄筋工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>
11	鉄骨工	<p>鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）</p>
12	塗装工	<p>塗装作業について相当程度の技能を有し、塗装、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび橋りょう塗装工に該当するものを除く）</p>
13	溶接工	<p>溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）</p>
14	運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬</p> <p>b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め</p> <p>d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装</p> <p>e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き</p> <p>f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作</p> <p>g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）</p>

職 種		定義・作業内容
整理番号	名 称	
15	運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KN級ホイール））等の運転または操作
16	潜かん工	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの</p>
17	潜かん世話役	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの</p>
18	さく岩工	<p>岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの</p>
19	トンネル特殊工	<p>トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20	トンネル作業員	<p>トンネル坑内における作業について普通の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21	トンネル世話役	<p>トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの</p>
22	橋りょう特殊工	<p>橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. PC橋の製作のうち、グラウト、シーすおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23	橋りょう塗装工	<p>橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの</p>
24	橋りょう世話役	<p>橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）</p>
25	土木一般世話役	<p>土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（潜かん世話役、トンネル世話役または橋りょう世話役に該当するものを除く）</p>
26	高級船員	<p>海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く）</p> <p>以下の水面は、海面に含める（普通船員、潜水土、潜水連絡員および潜水送気員についても同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27	普通船員	<p>海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの</p>
28	潜水土	<p>潜水土免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの（潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む） 「潜水土免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう</p>
29	潜水連絡員	<p>潜水土との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 潜水土と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水土に連絡する業務
30	潜水送気員	<p>潜水土への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p>

職 種		定義・作業内容
整理番号	名 称	
3 1	山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狹隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積み込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
3 2	軌道工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、パラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
3 3	型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木杭、木橋等の仕括え等
3 4	大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
3 5	左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いて壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
3 6	配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
3 7	はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ
3 8	防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
3 9	板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（ダクト工に該当するものを除く）
4 0	タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
4 1	サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
4 2	屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（板金工に該当するものを除く）
4 3	内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
4 4	ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
4 5	建具工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
4 6	ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（板金工に該当するものを除く）
4 7	保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
4 8	建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（ブロック工に該当するものを除く）
4 9	設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
5 0	交通誘導警備員 A	警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
5 1	交通誘導警備員 B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの